

■ 令和4年度 新潟市文書館 運営協議会

日時：令和5年3月22日（水）午後2時～

会場：新潟市文書館 講座室

（司 会）

ただいまより、令和4年度新潟市文書館運営協議会を開催いたします。

本日進行させていただきます新潟市文書館の野瀬と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、開催にあたり新潟市文書館館長の松本よりごあいさつ申し上げます。

（文書館館長）

新潟市文書館の松本でございます。本日はお忙しい中、令和4年度新潟市文書館運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。改めまして、日ごろより新潟市の歴史文化行政、新潟市文書館への日々のご指導に厚く御礼申し上げます。

新潟市文書館はおかげをもちまして、今年1月で開館から1周年を迎えました。委員の皆様には文書館が開館する以前の令和2年度に、当時はまだ（仮称）新潟市文書館運営協議会という形で発足させていただき、新潟市文書館条例の制定や館の運営の方向性、事業などをご指導いただきました。ここまでこれましたのも、委員の皆様はじめ関係各位の皆様のおかげでして、重ねて感謝申し上げます。

昨年、開会後の3月に令和3年度の当協議会を開催させていただき、本日はほぼ1年ぶりの開催となりました。この後、ご報告等させていただきますが、前回開催からの間、当協議会の委員の皆様のご改選とともに、新潟市文書館として、実質的に運営の初年度と言える今年度令和4年度、何とか館の運営、事業を行ってきたところでございます。文書館の意義、役割を果たしていくためには、まだまだ未熟であると認識しておりますので、委員の皆様には引き続き、新潟市文書館の今後の運営につきましてご指導いただければと思います。

本日は忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。よろしくお願いいたします。

（司 会）

ここで、委員の皆様のご改選と、それに伴い新たに委員に就任していただいた方のご紹介をさせていただきます。本来であれば、今年度の10月1日の改選終了の段階で皆様にご報告申し上げるところでしたけれども、この時期になりましたことをおわび申し上げます。事務局としましては、文書館開館以前から開館後に至るまでの2年間ご指導いただいた皆様から、引き続きお願いしたいと思い再任をお願いしたところ、五十音順で失礼しますが、石塚委員、田中委員、中村委員、早川委員、原委員にご快諾いただきました。大変ありがとうございます。

ございました。伊藤委員におかれましては、委員募集にご応募いただき、再度、ご指導いただけることになりました。

以上、6名の皆様、引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

地域の代表の方としてご指導いただいた金子委員につきましては、ご本人の意向もあり、新しく佐藤委員にお願いすることになりました。地元の皆様からのご推薦もありました。佐藤委員に関しましては、地元の葛塚中学校の地域教育コーディネーターとしてご活躍されております。ここで、佐藤委員から一言ごあいさつをお願いします。

(佐藤委員)

地域の皆様から声をかけていただきました。金子先生のあとになりますが、佐藤といたします。よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

今日、ここにお見えの皆様、7名にご出席いただいておりますけれども、早川委員におかれましてはリモートにてご出席いただくということです。よろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をいたします。お手元に次第、名簿、資料1「令和4年度新潟市文書館事業報告」資料2「令和5年度新潟市文書館事業計画」があります。これが本日の資料なのですが、参考として、令和3年度の年報が数枚にわたってあります。「新潟市文書館だより」もおつけしてあると思います。以上、ご確認ください。

ここで一つおわびなのですが、事前にお配りした段階で、名簿の2番目の伊藤委員の所属につきまして、一部誤りがありました。大変失礼いたしました。今日、お配りしたものに関しては正しく直っております。

本日のこの協議会は館長の諮問に応じて答申を出すいわゆる審議会という位置づけのものではありません。委員の皆様からご意見等を頂き、参考にさせていただくというのがこの会の形となっておりますので、ご承知おきください。

この会の開催に関して、作成した議事録等は情報公開の対象となっており、市のホームページにも会議の概要を掲載する予定ですので、併せてご承知おきください。

今日の時間ですけれども、およそ1時間半程度を予定しております。その後、委員の方でご希望される方がいらっしゃれば、館内を案内させていただこうと思っています。

本日、事務局側に文書館の職員のほかに、総務部総務課の職員も出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。まず、会長、会長代理の選出ですが、新潟市文書館運営協議会の開催要項第5条の規定により、会長を委員の互選によって定めることとなっております。

委員の皆様、人選にかかわる何か提案がございますでしょうか。

(中村委員)

事務局に一任したいと思います。

(司 会)

ありがとうございます。今、事務局一任というご提案をいただきましたけれども、よろしいでしょうか。

それでは、事務局からの提案で恐縮ですが、引き続き、会長を原委員に、会長代理を早川委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(拍 手)

ありがとうございました。それでは、原先生、会長席にお願いします。

今、皆様からご承認いただきました原会長、早川会長代理のお二人から一言ずついただければと思います。

(原会長)

今ほど会長にご選出いただきました原と申します。新潟大学人文学部で日本近世史を主に教育、研究をしております。引き続きの会長で、微力ではございますが、この会が実りあるものになるようにと思っております。よろしく願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

早川会長代理から一言お願いします。

(早川会長代理)

オンラインから失礼いたします。会長代理を仰せつかりました早川でございます。東洋大学法学部で行政法という科目を担当しております。文書館をはじめとするアーカイブ関係を法的視点から見るといった研究をしておりますので、ときどき細かく面倒なことを話すかもしれませんが、法的な視点から見るとそのようなことになるのだな、ということでご容赦いただければと思います。会長を支え、会を円滑に進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(司 会)

ありがとうございます。それでは、これからの進行は原会長にお願いしたいと思います。

(原会長)

それでは、進行を務めさせていただきます。

次第に従い、議事(2)「令和4年度事業報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

松本でございます。

お配りした資料1に基づき、令和4年度新潟市文書館の事業報告をさせていただきます。

資料の1「全体を通して」であります。年度を通しての館の運営は令和4年度が初めてとなり、まずは館の運営を安定軌道に乗せるべく、特定歴史公文書の保存、利用提供といった基本業務を適切に行うことを主眼にしながら、文書館の意義や役割を多くの方、幅広い世代に知っていただくよう情報発信に努めた年度であったと総括しております。

2「文書館の運営、事業の実施」につきまして、大きく(1)から(4)まで記載しております。この4項目については、新潟市文書館条例に記載される文書館の事業の内容で、また、昨年度の当運営協議会で令和4年度の事業計画としてご報告させていただいた内容に沿った記載とさせていただきます。なお、実績の数などにつきましては、今年度2月末現在の状況とさせていただきますので、ご了承ください。

まず(1)特定歴史公文書の保存、利用提供についてでございますが、一つ目の○利用申請に基づいた利用(閲覧・複写)提供、資料の収蔵庫での保管についてですが、利用申請者数や資料の利用数の状況を記載しております。一番左の表、利用申請者(人)と申請方法に関してですが、申請にあたっては、来館による申請のほか、文書館の所蔵資料検索システムを活用していただきメール等で申請される方も一定数いらっしゃる状況でございます。真ん中の表は資料の利用数に関するものです。公文書管理条例に基づいた特定歴史公文書の利用点数が1,414点、その他資料が165点という状況でございました。

なお、右側の表ですが、資料の利用提供数と直接つながるものではありませんが、参考までに、文書館への来館者数の状況です。2月末現在で871人の来館者がございまして、かつこ書きで閲覧室利用の人数を記載しております。閲覧室利用数の中には、特定歴史公文書の利用にあたって、来館された方をはじめ閲覧室内で開架してある書籍や刊行物など調べ物にいられた方などが含まれております。なお、総来館者数と閲覧室利用数との差である来館者の方々の来館事由といたしましては、後ほど触れさせていただきます展示の観覧ですとか、本日の会場である講座室が貸館、貸室として一般の利用に供していることから、講座室利用者の方々、また、施設見学等にきていただいた方々となっている状況です。次の二つ目、○保存期間満了の行政文書の選別・引継ぎ作業についてですが、今年度令和4年度は令和3年度に保存期間が満了した文書の選別・引継ぎを行いまして、56点の資料を受け入れることとなりました。なお、新潟市公文書管理条例では行政文書を作成、取得した担当部署などの実施機関が規則の基準などに基づき、保存年限をはじめ保存期間が満了した後の移管か廃棄かの措置を決めることとなっておりますが、この適用を受けるのは令和4年4月以降

に作成された文書のため、それ以前に作成、取得された文書につきましては、条例の経過措置により、これまでの例によることとなっております。今年度の作業は、これまで新潟市が実施してきた流れ、廃棄対象になった文書の通知を総務部から受け、文書館が選別を行ったところでございます。行政文書の保存期間は最長 30 年保存というものもございますが、経過措置の対象となる文書、この流れはしばらく続くと思われませんが、一方、条例では、施行以前、令和 4 年度以前に取得、作成されたもので廃棄を行う場合は、新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の意見を聞くことになっております。本日もご出席いただいている中村委員も委員となっておられる市の機関でございます。この対象となるものは、条例施行後の今年度 4 年度以降に保存期間が満了するもので、選別、廃棄の作業といたしましては、来年度 5 年度に行うものとなっておりますので、来年度から廃棄に関しては先ほどの審議会に諮っていくこととなっております。

次に、(2)新潟市の歴史に関する資料の収集、調査研究についてです。一つ目、○市民などの資料の所蔵者からの寄贈の申出により、資料の調査、寄贈の受入れに関してですが、今年度は 7 件の訪問調査を行い、うち 2 件は寄贈いただいた状況でございます。残り 5 件につきましても、現在、資料の内容等を精査中ですが、寄贈いただける予定と考えております。二つ目、○職員の調査研究能力向上へ各種研修の参加につきましては、新潟県立文書館が事務局をしておられる新潟県歴史資料保存活用連絡協議会（新史料協）や、国立公文書館主催の研修への参加に努めたほか、11 月には新史料協との共催による研修をこちらの文書館を会場に行ったところでございます。次の○[検討]歴史関連団体などとの連携については、引き続き検討と記載させていただいております。歴史関連団体などとの連携の検討につきましては、県立文書館での文書調査員制度といった制度化されたものから、例えばボランティアといった形で、何かしら文書館業務にご協力いただく形などさまざまな形が考えられるところでございます。まず、可能性としてボランティアの活用を検討してみようということで、今年度、他の政令市の公文書館、文書館と名のつく施設に聞き取り調査を行いました。積極的に活用している事例はほとんどない状況でした。以前は行っていたが現在は行っていないというある公文書館では、ボランティアに入る方の資質に差があるといった課題もあったということでございます。岡山県立記録資料館の事例を聞く機会があり、古文書整理と書庫内環境整備をボランティアにお願いしているとのことでした。ただ、岡山県立資料館いわく、館の事情をよく理解してくれる方に限定するなどの調整が必要ですか、担当職員が常に対応にあたるため、逆に職員の負担があるなどの課題について言及されておられました。新潟市文書館は市の中心部から離れた場所に立地していることもあり、ボランティアをお願いする場合、日時や頻度、活動内容などを十分精査し、参加者が満足していただ

る形を整えることが大切と認識しています。今年度は文書館、公文書館だけではなくボランティア活用の実績がある類似施設の状況を参考にしながら、具体的な内容も想定してきたところですが、歴史講座の講師ですとか企画などで協力をお願いするなど、ボランティアとは別な形も今後の検討課題かと考えており、引き続き検討していきたいと考えております。

(3) 新潟市の歴史編さん、歴史に関する情報発信の部分でございますが、一つ目、○歴史講座の開催をしまして表を記載させていただいております。歴史講座につきましては、文書館開館前におきましても、歴史文化課として市民会館などを会場に開催しておりましたが、令和4年度からは文書館として、市内会場に加え文書館の講座室を会場にした講座を実施いたしました。内容等は記載のとおりでございますが、新たな試みとしましては小学生を対象にした講座を開催したことです。この表では7月30日のところになります。文書館開館以前の資料の閲覧サービスの利用者、また、歴史講座の受講者の方々は比較的年齢層の高い方々が多い状況でした。文書館ができたことを機に、子どもたちにも文書館の目的や役割を知ってもらうとともに、新潟市の歴史に関心を持ってもらい、今後の学習に文書館が役に立てればよいと考えております。○「年報」の年1回の掲載などHP等による情報発信の部分でございますが、令和3年度の状況をまとめた新潟文書館年報を10月にホームページに掲載。「新潟市文書館だより」の発行などを行ったところです。

ここで、この場をお借りしておわびでございますが、令和3年度の文書館年報、10月のホームページ掲載時点で、委員の皆様にお送りするべきところ、本日の配付となったことをおわび申し上げます。○将来における市史編さんを見据えながら、資料の蓄積につきましては、行政文書の引継ぎ、寄贈希望者宅への訪問調査の内容を再掲させていただいております。

(4) 所蔵資料の公開・活用の促進、市民等の調査研究の支援につきましては、一つ目、○資料の常設展示のほか、企画展による資料の展示ですが、令和4年度は企画展示として「萬代橋三代のあゆみ」と題し、8月から今週末までを会期として開催しているところがございます。次に、○目録システムの管理及び、その次に、○市民等からの資料探し相談対応などにつきましては随時、資料の状況に合わせたシステムの目録の更新や市民等の方々からの資料探し、新潟市の歴史に関する問い合わせ等に電話やメール等で対応しているところがございます。

最後になりますが、大きな3番として「その他の取り組み」ですが、地域団体との共催イベントの実施ということで記載しております。10月に「凧作りと凧あげ&文書館はどんなところ？」と題したものですけれども、地元のコミュニティ協議会様が子どもたちの凧あげイベントを企画されているとのことで、文書館としましては隣接のグラウンドを使用され、子

どもたちが集まる機会を活用させていただき、子どもたちに文書館の案内、ミニ歴史講座を開催させていただきました。このイベントは地元コミ協様のご協力、特に本日ご出席いただいております佐藤委員に大変なご指導、ご協力をいただいて実施に至ったものでございます。文書館は地元の皆様にご理解、ご協力をいただいて開館に至ったものでございます。こうした取組を今後もさせていただけると大変ありがたいと思っております。

令和4年度新潟市文書館の事業報告は以上でございます。

(原会長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対し、ご参加の委員の方々から質疑を募りたいと思いますが、どなたからでもご発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(早川委員)

1点確認、1点意見のようなものを言わせてください。確認したいのは、2の(1)の二つ目の○で、保存期間満了の行政文書の選別・引継ぎ作業をご報告いただいたところですが、その中の、・保存期間が令和3年度に満了した物の選別・引継ぎの「物」という漢字はひらがなかなという気もいたします。先ほどのご説明中で、公文書管理条例のもとでのものではないのだということですので、それがあって行政文書という書き方をされなかったのかなと思っておりますけれども、おそらく表記としてはひらがなかなと思っております。

引き継がれたのが56点だということなのですが、廃棄予定のものが何点あって、その中で56点選別されたのかという、いわゆる選別率のようなものを教えていただければと思います。

もう1点は意見のようなものですが、(2)の三つ目の○のところの、関連団体などとの連携でいろいろと調査をされたということを伺いました。すでに調査をされている中に入っていたのかもしれないのですが、ボランティア等の活用では、熊本県の天草アーカイブズが地域史料調査協力員を募ってされていたりしますので、そちらも参考になるのではないかと思います。意見をいろいろと申し上げてしまいましたが、以上です。

(事務局)

ありがとうございます。最初は、2の(1)の保存期間の選別・引継ぎ作業の記載ですが、委員がおっしゃるとおり、対象となったものが、いわゆる行政文書で、そのあたりの記載がはっきり分かりづらくて申し訳ございませんでした。これはあくまで、行政文書から引き継いだものの数でございます。

全体の中から56点を引き継いだということなのですが、全体の数につきましては総務課から廃棄のリストを受け取るわけですが、全体の集計の数としては計上でき

ていない状況です。ただ、実際の選別に当たった文書館側から見れば、感覚としては、データの数としては数万点規模の数があったと認識しております。

最後、歴史関連団体との連携という部分で、熊本の事例を教えてくださいましたので、そのあたりも参考にさせていただきたいと思います。

(原会長)

早川先生、よろしいでしょうか。最初に早川先生がおっしゃったのは、事業報告のレジュームの表現で、令和3年度に満了した、この「物」という字が、これは「もの」と表現すべきではないかということも含んでいらっしゃったのではないのでしょうか。

(早川委員)

そうですね。今もご説明いただいたのですが、令和3年度に満了した文書については、新しい公文書管理条例の行政文書として選別・引継ぎをされたのか、前のものとして選別・引継ぎされたのかということで、先ほどのご説明では前のものというイメージで私は聞いたので、その意味で、行政文書と書くことは不適切なのかなど。あえて「物」と書かれたのだと思うのですけれども、しかし、その場合でも「物」ではなくて多分ひらがなの「もの」ではないかという趣旨で発言をしたところです。

(事務局)

分かりました。今、早川委員がおっしゃったとおりでございまして、条例が適用になる以前の行政文書というところで、「物」というのは適切ではありませんでした。大変失礼いたしました。

(原会長)

ありがとうございます。司会の立場で恐縮ですが、数万点の中から56点というのは、これは一般的に見てどうなのでしょう。田中委員や早川委員にお聞かせいただきたいのですが。

(早川委員)

私から申し上げますと、かなり少ないなということです。理想とされるのが文献によって違うのですけれども、5パーセント程度と言われるものが多く、国立公文書館がそれよりもだいぶ少ないので批判を受けているという状況かと記憶しておりますが、この点、田中委員から補足していただければと思います。

(田中委員)

私も少ないという印象は受けましたけれども、気になるのは、文書館で廃棄文書を選別されたわけですね。その選別したものはすべてこちらにきているのですか。それとも、行方不明になったようなものもあるのですか。



(事務局)

作業の手順としましては、一次選別、二次選別という手順を踏んでおりまして、まずは総務課で集約した廃棄対象となるリストをこちらは受けまして、そこから、目録の表題等から一次選別を行い、一次選別で対象にしたものの実際の文書を現課からこちらに持ってきて、二次選別の段階では、添付資料も含めた全文書をこちらで見ます。二次選別の対象にならなかったものは、総務課側で廃棄処理をしている状況です。

(田中委員)

一次選別のときに選別したものがすべてきているのですか。

(事務局)

きています。

(田中委員)

素晴らしいですね。文書館が、これを廃棄してはだめだといっても、実際にものがなかったりするとよく聞きますので、素晴らしいことだと思います。

(原会長)

ありがとうございました。そのほか、どの点からでも結構ですが、ご質問等をいただけますでしょうか。いかがでしょうか。

(中村委員)

昨日、情報公開や公文書管理の審議会がございまして、そこでもやはり同様のことが問題になったのです。廃棄・選別、これは令和4年、今年度作成されたものは公文書管理条例が適用されて、廃棄・選別のシステムにのってくるということだったのですけれども、今回の令和3年度に満了したものについてはその条例にのってこないという話で、そこは整理されたものですが、先ほど少しご説明いただいたもので、令和4年以前に作成されたものでも、令和4年度に保存期間が満了するものについては、今後、審議会のほうに諮るといった手続がされるというご説明だったのですけれども、そういう流れでよろしいですか。

(事務局)

委員がおっしゃるとおりでございます。

(中村委員)

それでは、令和4年以前のもの廃棄の年限が令和4年以降になってくれば、審議会のほうに諮られる対象になるということですね。分かりました。

(原会長)

ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょう。

(石塚委員)

総来館者数が 871 人ということで参考で載っているのですけれども、区の割合といいですか、市内のどのあたりから利用した人かというのは割合を集計していらっしゃいますでしょうか。

(事務局)

来館者数全体としましては統計はとれていないのですけれども、利用申請があった方々につきましては住所を記載してもらっていますので、把握しています。その割合としましては、開館から今年 1 月の 1 年ベースですけれども、市内の方が約 7 割、新潟市を除く県内の方が 13 パーセントほど、県外の方からの利用申請もありまして、その割合が 17 パーセントほどでございます。先ほど市内 70 パーセントということですが、それにつきましては、特に地元北区に集中しているとか、そういった傾向は特になく、わりと市内全体にばらけて、中央区が若干多いかなというような状況です。

(石塚委員)

利用に関しては、地元の方が多いわけではなく、まんべんなくおられるということですね。

(事務局)

そうですね。ただ、総来館者数ですと、集計はしていないのですけれども、先ほどこちらの講座室を貸館として地元の方にもご利用いただいている状況がございますので、それを勘案しますと、地域の方々の利用割合が多くなると思っております。

(原会長)

そのほかにいかがでしょうか。

司会から失礼いたしますが、今、利用の件が出ましたので、確認させていただきたいのですが、本館はいわゆる行政文書の引継ぎをしたものと古文書、歴史資料も合わせて特定歴史公文書として閲覧、利用に供していますので、その内訳等が少し知りたいと思いますので、お知らせいただければと思います。

(事務局)

先ほどの資料の利用申請での割合となりますと、いわゆる公文書を引き継いだものの公文書としましては 3 割弱、27 パーセントほど。残りの 73 パーセントがいわゆる古文書の割合となっております。これにつきましては、もともと私ども新潟市文書館の所蔵資料の割合に比例しているのではないかと認識しているのですけれども、私どもが特定歴史公文書と位置づけている文書の所蔵資料の割合としますと圧倒的に古文書が多く、行政文書は 1 割程度といったところでございます。これに関しましては、以前、新潟市が平成元年に市政

100周年を迎えまして、当時、その前後は市史編さんにあたったわけなのですけれども、その作業にあたり、新潟市内の市民の方等から、いろいろな資料をご寄贈のご協力、複写のご協力をいただいたと伺っております。そういった経緯の積み重ねがあって、私どもには古文書とかそういった資料が多いのではないかと認識しております。

(原会長)

ありがとうございました。所蔵品の中で古文書が大部分ということでしたが、それでも3割程度は引継ぎ公文書の利用があるということは、むしろ私はそうなのだと思った次第で、そちらの役割というものも十分果たしていただきたいと感じた次第でございます。

そのほか、ご質問、ご意見等はどうでしょうか。こういう場でございますから、忌憚のないお話をいただければと思います。

(佐藤委員)

一番下の「その他の取り組み」で、今年度活用させていただきました。太田ちいきコミュニティとしては、今後も、この地域にいる子どもたちに、いい資料館があるので、何か活用していただきたいと思います。来年度も、共催の活動を考えていますので、よろしくお願ひします。

(原会長)

こちらこそ、佐藤委員のご活躍に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

そのほかはいかがでしょうか。

これも司会からで恐縮ですが、このような会なので、公開もされるということで、言いにくいことはけっこうでございますが、利用あるいは収集等の際に少し困ったとか、トラブルとはまでいかないにしても、滞りが生じたというような事例がありましたら、今後の改善のためにもお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

直接の作業の部分ではないのですけれども、この施設は廃校となった小学校を活用させていただきました。当然、教室等を温湿度管理できる収蔵庫に改修し、原則、永久保存に努めているところでございます。ただ、当然収集していけば物量的な問題が遠からずいずれは出てくるのかなど。収容能力の問題になるかと思うのですが、現時点では、私ども全所蔵資料の7割程度を館で所蔵しております。残りの3割につきましては、市役所庁舎の書庫、保存庫を活用し分散管理しながら、こちらの館に余力を持たせている状況です。今後、当然資料の収集を続けていくにあたって、いずれは物量的な保存の問題というのは出てくるのかなど。また、それと表裏一体なのかもしれないのですけれども、資料のデジタル化、アーカイブのデジタル化というものも、私ども新潟市文書館だけではないかもしれないですけれ

ども、そういった問題もあろうかと思います。資料を蓄積していくにあたって物量的な保存の問題や、アーカイブのデジタル化をどうやって進めていくのかというのは、これからの大きな課題なのではないかと認識しています。

(原会長)

ありがとうございます。現状、分散管理をしているということで、例えば資料を閲覧できると思って来てみたら閲覧できなかったなどという例は今回ございましたか。

(事務局)

私どもは、開館と同時に目録検索システムを稼働して、ご自宅でネットやスマホで見られる方は事前に資料のあるなしをご確認いただくことができるようになりました。その検索結果に基づいてご申請いただければ、我々は事前に把握して資料を取りにいくという対応を基本的にしておりますので、急に来られた場合は除き、基本、事前に準備できている状況です。

(原会長)

分かりました。ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様から何かご質問はございませんでしょうか。

(石塚委員)

(3)の情報発信についてなのですけれども、7月30日の小学生を対象にした地図づくりというのは、夏休みですし、子どもさんの夏休みの研究などにもすごくいい取組だと思うのですけれども、参加者が6名ということなのですけれども、どのように見積もっていらっしやったのでしょうか。

(事務局)

これは、ほかの講座と同じなのですけれども、基本がホームページから、LINEによる発信と、このとき、文書館には教員経験のある職員がおりまして、校長会という学校の校長先生が集まる会にチラシを持っていき、学校への周知も、この講座に限ってはお願いしたところでした。ただ、7月30日というのがコロナ禍の真っ最中で、結果、こういった人数になってしまったのですけれども、周知としましてはほかの講座よりも手厚くした認識ではございます。

(石塚委員)

ウイルス禍の影響が大きかったということですね。

(事務局)

そうですね。ここは本当に真っ只中だったという記憶でございます。

(田中委員)

多分、今のご質問は、教育委員会との連携とかはないかということだと思えるのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

この次の議題の来年度の事業計画でも、逆に、委員の皆様にご指導いただければと思っているのですけれども、やはり今まで文書館開館以前も歴史資料の閲覧ですとか講座を実施していたのですけれども、そもそも講座なども子どもたちをターゲットにしたものというのをやってこなかったと。その結果として、利用者が比較的年齢層の高い方といったこともありましたので、そこは、この文書館ができたことによって幅広い世代という意味で、特に子どもたちに文書館を知ってもらおうとか、資料を活用してもらおうとかということところにも、来年度は、教員経験のある職員がいるというパイプも活用しながら、より積極的に学校にアタックしていきたいとは思っております。

(石塚委員)

この文書館だよりを見ても、上水道の歴史ですとか、ここにある資料がどのような意味を持つのかという、とてもいいお話が載ってまして、小学生だけでなく中学生とか深掘りするにはすごくいいものがたくさんあるのだろうと推察いたしますので、ぜひ活用に向けて取り組んでほしいと思います。

(事務局)

先ほどの教育委員会との連携というお話が出てきたので、補足なのですが、文書館だよりもそうですし、夏休みの講座もそうなのですけれども、教育委員会事務局に依頼して、市内の小中学校・特別支援学校への連絡システムがあるので、そこを活用して各学校に流してもらっています。学校がそれを受け取って、文書を受け付けて、担当に回って、それを内部で回覧したり、広めたりしていると思います。

(田中委員)

歴史文化課と教育委員会の間ではいろいろな事業の相談などはできているということですね。了解いたしました。

(事務局)

元原稿を送って、そこからチラシみたいなものを添付してもらったりして、各学校に届くようになっています。

(伊藤委員)

これを市報などに掲載していませんか。今の流れでいきますと、市報をご覧になる方というのはわりと年齢層の高い方もいらっしゃるのですけれども、中学生とか小学校の親御さん、もしくは祖父母の方がご覧になって、こんなのおもしろいよ、行ってみないかというふ

うに、特に夏休みですので、そういったものもなかったのかなと思ったのが一つと、6月から2月18日までのこの講座ですが、アンケートを採られて、その中で何か特筆するようなご意見がもしあったら教えていただければと思います。それがきっと次年度にも反映されると思うので。

(事務局)

ありがとうございます。まず、市報のお話をいただきましたけれども、文書館開館以前に歴史文化課として新潟市の歴史を紹介する小さなコラムみたいなものを月1回、広報課からスペースをもらって連載していた時期がありました。それにつきましては非常におもしろいか、好意的なご意見が多かったと伺っております。昨今、市報にいがたの紙面の奪い合いというところがございまして、委員がおっしゃるとおり、市報というのは引き続き、特に高齢者の方々にとっては非常に重要な情報媒体だと伺っておりますので、そういったところは活用できれば大きいのではないかと考えております。そういったところは内部のやり取りで文書館として頑張っていきたいと思っております。

アンケートの件ですけれども、講座実施ごとに終わった後のアンケートを参加者の方からいただいております。これもおおむねご好評をいただいているという認識なのですが、先日も古文書講座を開催しましたが、1回きりで終わらないで、ぜひ、連続してやったらどうだといったご意見もいただいていたところです。そうした声を受けまして、来年度、講座の実施のスパンは基本今年度どおりにはなるのですが、ただ、例えば古文書講座については、1回ではなく2回にするとか、連続で内容を続けさせるとか、そういったことはしているところがございます。

(伊藤委員)

ありがとうございました。

(原会長)

そのほか、ご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

(早川委員)

先ほどお話が出た、俗に移管率と言いますが、廃棄予定文書の中からのどの程度移管しますかということで、これは手元で見たところ、国立公文書館が0.4パーセントということで、それが非常に低いと言われております。たまたま今見ていたものでいうと、東京都豊島区は、2.3パーセントから2.4パーセントという数字で動いておりますので、やはり今回の56点というのは、条例が施行されて間もないなど、いろいろな事情があった上での56点ですよ、ということは何らかの形で付け加えて情報を公開しないと、あまりにも少なすぎるのではないかと批判を受けかねないという点を危惧いたしました。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃる部分はもっともだと思います。来年度からになってしまいますが、来年度は、先ほど中村委員からおっしゃっていただいた審議会に廃棄対象の文書のご意見を伺うといったところ、伺うにあたってどういった内容のものがどのくらいあったのかといったところが基礎情報としてあつての話だと思いますので、そのあたりは総務課と連携しながらしっかり行っていききたいと思います。

(原会長)

ありがとうございました。

そのほかにいかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、議題(3)「令和5年度事業計画」について、事務局より説明いただきます。

(事務局)

資料2をご覧ください。令和5年度の事業計画でございます。事業のおおまかな区分としましては、先ほどの令和4年度の事業報告と同様の形となっております。基本的には、それぞれの項目について事業内容とその実施時期と今年度の内容を踏まえ行っていきたいと考えておりますが、今年度より力を入れていきたいと考えている部分もございます。先ほど田中先生からもお話をいただきましたが、3「新潟市の歴史編さん、歴史に関する情報発信」のところ、点線の四角囲みで[方向性の一つ]、子どもたちへ文書館を知ってもらう、使ってもらう取組と記載しております。先ほどの令和4年度の報告でも触れさせていただきましたが、文書館の開館前の利用者の方は年齢層が高かったという状況ですが、幅広い世代の方々、特に子どもたちに文書館や新潟市の歴史資料に関心を持ってもらい、学校の学習にも役立ててもらうことが、これからの文書館の役割や意義の一つになっていくのではと認識しております。こうしたところは今年度の全国公文書館長会議でも、公文書館と学校との連携がテーマとして挙がっておりました。私ども新潟市文書館も今年度、子ども向け講座の開催ですとか、文書館だよりも子ども向けのページを設けて学校に配布するなどいたしました。それに加えて来年度は、学校に対して文書館の情報を積極的に発信していきたいと考えております。具体的には、社会科や総合学習の時間に文書館に来てもらう。もしくは文書館職員が学校に出向いたり、学校の教員の方々に文書館を活用してもらえるように、学校の電子掲示板などを通じ知らしめていきたいと考えております。先ほども申しましたが、文書館には教員経験のある職員がおりますし、また今回、当運営協議会に教育コーディネーターの佐藤委員にもご就任いただきましたので、ご指導いただきながら、そうした取組を進めていければと考えております。

令和5年度の事業計画につきましては個別具体的な説明ではなく恐縮でございますが、以上でございます。

(原会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見等があればお願いいたします。特に、子ども向けの取組等について力を入れるという発言がございましたので、そうした面でのアイデアなどをいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(中村委員)

私から一つご提案なのですが、子どもたちへ文書館を知ってもらうというのは非常にいい試みだと思うのですが、近年、中学・高校、特に高校が探求型の学習というものに変わってきていて、要は調べ学習という、生徒たちが自分で物事を調べてやる、歴史認識を自分で考えるということがかなり行われるようになってきています。それと連動して、おそらく中学の内容も少し変わってくるようになると思うのですが、そういう意味でいうと、ここでは小学生ということが挙げられておりますけれども、中学生から高校生に向けて、そういった授業の中で新潟市の文書館の資料をどのように使うと調べ学習に有効かということを先生が目線から、こんな資料もありますよという形でご提示いただくと、中学・高校などで扱いやすいのではないかと思います。

例えば、先ほどお話しがあった水道、これはやや話のレベルが変わってしまいますけれども、今年度の共通テストの後期の日本史Aで、日本における水道の普及に関する問題などが出ていたりするのです。そういった問題と関連して新潟市の水道の話というのがどのように関連するか、そういった観点からもご説明いただいたりすると、新潟市で調べ学習して、それが特に日本全国とか同時代の世界的な歴史の中のある段階に新潟市の資料がどうかかわっているのかということが多分分かりやすくなって、新潟市の文書館というのは活用できるのだな、となると思います。ぜひそのあたりで、学校の先生の知見を生かした資料を紹介していただければと思います。

(原会長)

ありがとうございました。私も同感でございます。とりわけ日々高等学校の先生方とつきあっておりますと、今般の指導要領の改訂によって新しく地理歴史の中にできた歴史総合、日本史探究、世界史探究という授業の組み立てに相当頭を悩ませていらっしゃるようです。今ほど中村先生もおっしゃってございましたけれども、多分、小中学生ですとこの館に来ていただいて、こういうものがあるんだよといっても、それをちょっと見て「わっ」と喜ぶくらいのものだと思いますけれども、高校生くらいのレベルになると、実際に資料を読み込



んで授業に使っていくという使い方もあるいはあろうかと思えます。そうした先生方に向けての情報発信と申しませうか、利用してくだされというやうな働きかけというのも大切かと思っております。よろしくお願ひします。

(事務局)

貴重なご意見、ありがとうございます。

(原会長)

そのほかにいかがでしょうか。

(田中委員)

今のことに関連して、やはり文書だというとな小学生でも中学生でもとっつきが悪いと思うのです。例えば特定の人物とかあるいは事件。このあたりは戊辰戦争はどうだったのか、あるいは米騒動のときはどうだったのかとか、そういった事件についてのトピックで何か紹介していくやうな、特に人物だと小学生に対しては道徳的な観点から、こういう人物のこういうところを学んでいきませうねというふうに一度企画でもやれば、その後、小学校から依頼がきたりするでせうから、そういうふうにはいかがかなと思ひました。先ほど言ったやうに、教育委員会との連携の中で、むしろ学校のほうから何かを依頼してもらえやうに、もうなさっていると思ひますけれども、今言ったやうなことをしてやっただけたらなと思ひました。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。先ほど原会長、中村委員から、ターゲットではないですけれども、年代層にあった資料の提供ですとか、そういったものも、整理してこちらから発信できるようにしていきたいと思ひますし、田中先生におっしゃっていただいたトピックでとらえて提示するということも、こちらで整理して、利用してもら側に関心を持ってもらえる、利用しやすいやうな仕組みを考えていきたいと思ひます。

(原会長)

そのほかにいかがでしょうか。

(伊藤委員)

私はまち歩きをやっっております、そうしますと、小学生、中学生の方はみなさんタブレットを持ってくるのです。画面で視覚で分かるやうなものが、印象深いやうです。本当は資料を読んでいただきたいのですけれども、「ここへ行きたい」「ここは見てみたい」とか、そういったふうにして来る小学校、中学校のお子さんたちが多いのです。例えば、旧齋藤家できれいな紅葉を画像で見たから「ここに行きたい」と言っ、実際に来てみたら、「やっぱりきれいだ」と。そういった視覚でも見せるというやうな情報や、人物とか事柄とか、そ

ういったことも考えて、小学校、中学、高校で子どもたちに分かりやすいような情報発信を考えていただければと思っています。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。そういった視点で、分かりやすいものになりたいと思います。

(伊藤委員)

そうですね。低学年は見て、こんなものがあるんだというふうでしょうし、高学年になればまた違うような、その裏側には何があったのだろうか、そういったことでこちらに来て利用していただけるのではないかと考えたのです。

(事務局)

今、委員の皆様から貴重なご意見をいろいろいただきました。総じて、こちらが一方的に、ただ、こんなものがあるよ、どうぞ利用してくださいではなくて、ある程度利用していただけるターゲットですとか、年代ですとか状況をいろいろ絞るなり踏まえて利用提供できるような仕組みを考えていければと感じました。

(伊藤委員)

よろしく願いいたします。

(原会長)

ありがとうございます。例えば子ども向けなどは、利用の仕方のサンプルを提示できるといいのではないかと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

(石塚委員)

意見と質問とあるのですけれども、歴史講座の各回、11月のものは万代市民会館ですけれども、ほかが文書館で開催ということで、企画展の開設講座は仕方がないと思うのですけれども、利用地域のバランスを考えましても、全部ここでやると来づらいという方もいらっしゃるかと思いますので、例えば何回かでも中央区等の交通の便のいいところで開催されたらどうかと思います。関心の高い方も、歴史好きとか古文書好きとかという方が必ずいると思いますので、交通で少し来づらい部分があるかなという気がいたしました。

1点質問なのですけれども、先ほどLINEというお話があったのですけれども、SNSというのはどれくらい活用されているのでしょうか。

(事務局)

うちのほうで利用しているSNSにつきましては、新潟市が使っている公式LINEのみになっております。そのほか、いわゆるツイッターですとかフェイスブックなど館独自の

ものはございません。

(石塚委員)

職員の方々のご負担もあると思うので、ただ、一つの発信として、今欠かせないものになっていますので、そういったパイプを持たれているといいのかなと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。

(原会長)

ありがとうございました。そのほかにいかがでしょうか。

(早川委員)

先ほどの学校関係につきましては、これもいろいろ調査がされていると思うのですが、例えば福井県の文書館が学校向けのアーカイブズガイドというものを出版されています。例えば、この資料は小学生向けでこういうふうに使えますよとかといったものを。これはインターネットで見ることができますので、まだご覧になっていなければ、ぜひ一度ご覧ください。福井県の文書館の学校向けアーカイブズガイドというのは参考になると思います。

教育関係ではないのですが、事業計画の中の2のところの調査研究のところ、少し気になったのが、一つ目の○の、市民など資料の所蔵者からの寄贈の申出により調査等を行う、という箇所です。これはそのとおりなのですが、申し出を受けるだけで動いていますと、市内の全般的な計画的な網羅的な調査というところには手が及んでいないように見えて、地区をいくつかに分けて、何年かに一度はきちんと調査に行きますということをしておかないと、けっこう簡単に資料を捨てられたりしますので、申出がなかったのかということではなくて、一応調べておいて、いざというときに声をかけてもらえるような体制を計画的に作っておかれることが望ましいかなと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。福井県の事例をぜひ参考にさせていただきたいと思います。

寄贈の関係につきましても、こちらは受け身の状態だけでなく、こちらから積極的に調査をかけられる体制も考えていきたいと思います。

(原会長)

ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

(田中委員)

寄贈についてはずっと公文書館ができる前からやられているので、多分あると思うのですが、寄贈に関する規定などはあるのでしょうか。こういう資料は寄贈を受けるけ

れども、こういう資料は寄贈を受けませんといった規定は。

(事務局)

内規的に、いただけるものは何でもお受けできるわけではもちろんない中で、公文書管理条例でも特定歴史公文書、新潟市政を後世に検証できる、後世に残すものという大前提がありますし、かつ、その大きな考え方に沿って、調査に当たる専門職員がこういった視点でそういった考え方に沿うというのを、寄贈にあたって整理することにしております。そうした考え方は、文書館を開館するときに、新潟県立文書館の考え方を参考にさせていただいて進めているところでございます。

(田中委員)

何か規定とか細則とか、もっと小さい要綱とかがないと、なぜ寄贈を受けてくれないんだと文句を言ってくる人が出るのではないかと思って伺ったのですけれども、すでにそういった現場での取組があるということですので、了解しました。

(事務局)

要綱レベルではおおまかな考え方なのですけれども、内部的な処理として、寄贈にあたっての考え方を整理して決裁を取っている状況になります。

(田中委員)

分かりました。

(原会長)

ありがとうございました。そのほかはいかがでしょうか。

(中村委員)

少し話が別になってしまうのですが、ご質問と令和6年度に向けての要望になるのですが、一つは、特定歴史公文書に関連するのですが、新潟市はかなり広域になっていますけれども、新潟市に合併した旧市町村が、その旧市町村のさらに前、いくつかの村が合併してできていることがあります。そうすると、旧市町村より前の村の文書というのが残っているケースというのがあって、実は私もこの間見てきたのですけれども、そういったものが今の文書館でどのくらい把握されているのかということが質問です。もし、十分把握されていないのであれば、今後ぜひ、新潟市は旧市町村の文書がかなりありますので、何らかの形で調査、把握していくことができるかどうか、ぜひしていただきたいというのが1点目です。

もう1点は、それと関連するのですけれども、旧市町村で自治体史などを作ったときに、資料を借りてきてマイクロにとって返しているパターンがあると思うのです。おおよそかなりの部分は紙焼きでとっていただいていると思うのですけれども、マイクロフィルムし

かないものというのも稀にはあると思うのです。おそらく今、文書館でマイクロフィルムを見るのは難しいと思うのですけれども、それを例えば単独でマイクロのリーダーを入れるというのは最近難しいのかもしれませんが、例えばゆくゆくは6年度以降とか、そういったものも何らかの形で、新潟市全体なりあるいは新潟市と新潟県と連携して、マイクロフィルムを閲覧できるような体制をご検討いただくことができるかどうかというか、ぜひしていただきたいという趣旨の要望です。

(事務局)

まず、1点目の旧合併市町村、またその前の村などの資料としては当然あるという認識でございますが、その数ですとか割合までは、申し訳ございませんが把握できていないため、ご報告できない状況でございます。

6年度以降、マイクロを今後県と連携してというところですが、確かに過去に私もマイクロフィルムの作業をしてというところで、貴重な財産というか資料としてあるわけですが、残念ながら今、先生がおっしゃったように、それがリーダーで活用できていない状況です。せつかくある過去の資源は何らかの方法で活用できてこそ価値が出るものだと思いますので、そのあたりは県立文書館と協議しながら、ぜひ考えていかなければならない問題と認識しました。

(中村委員)

ぜひ、よろしくをお願いします。

(事務局)

補足なのですが、旧市町村の役場に残されていた役場文書なのですが、一部、当館で所蔵しているものが市史編さん時代に収集したものでございまして、例えば赤塚村ですとか石山村といった、旧市町村単位レベルの役場文書は当館で所蔵しております。

(原会長)

ありがとうございました。そのほかはいかがでしょうか。予定時間が近づいてまいりましたけれども。

そんなことを言いながら、司会から恐縮ですが、先ほどお話のありましたボランティアの活用についてですが、すでにお調べになっていると思いますけれども、政令指定都市は規模が大きくてなかなかやりにくい中で、それよりも小さなところでは県内でも長岡市や上越市、十日町市などで積極的に活用されている例をご承知かと思います。そうしたところを見ておりますと、やはりボランティアを束ねる職員の存在というものが非常に大事になってきていて、つまりボランティアを効率的に運用するというのも、職員の負担がそれだけ増してしまうということにもつながっていくということですので、天秤にかけるというのもし

い表現ではありませんが、そうした配慮等をしながら検討を進めていただければと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

(原会長)

そのほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、活発なご意見等ありがとうございました。ほかに何かこれはということがありますでしょうか。

ないようでしたら、議事を終了させていただきます。ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

(司 会)

原会長ならびに委員の皆様、大変貴重なご意見をありがとうございました。本日いただいたご意見は今後の運営の参考にさせていただきたいと思います。

次回の運営協議会の日は未定ですが、本日のご意見を参考にしながら、原会長と相談させていただきながら考えていきたいと思います。

早川先生、大変忙しい中で、リモートでご参加いただきまして、ありがとうございました。

最後になりましたが、館長の松本より一言ごあいさつさせていただきます。

(文書館館長)

本日、原会長、早川会長代理、委員の皆様には大変貴重なご意見を大変ありがとうございました。

私事でございますが、来月4月をもちまして福祉部に異動となりました。これまで委員の皆様にご指導いただきましたこと、後任にしっかり引き継いで、新潟市文書館をよりよくしていきたいと思っております。この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。

委員の皆様との関係で、石塚委員がご異動ということで、この4月ということで、まだ正式な形ということではございませんが、石塚委員のご後任が決まりましたら、何らかのタイミングでご報告させていただきたいと思いますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、本日は大変ありがとうございました。

(司 会)

以上で、令和4年度新潟市文書館運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。